

認定特定行為業務従事者認定証（経過措置対象者）交付申請書添付書類

実施状況確認書

平成24年3月23日

長野県知事様

申請者 住所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

氏名 長野太郎

所属 長野県特別養護老人ホーム

喀痰吸引等の実施において、以下の項目について確認しました。

記

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第14条関係)

以下の項目のうち確認済みのものについて、「✓」をつけてください。

- 喀痰吸引及び経管栄養の実施は医行為である。
- 喀痰吸引等を行うには、医師の指示及び看護長等の指示を理解している。
- 清潔の概念を理解している。
- 正しい手洗いができる。
- 急変状態（意識状態、呼吸、脈拍、痛み、苦痛など）を見逃さず、看護師への報告等、適切に対処できる。

14時間の研修等を修了し、申請者が、修得している技術及び知識に該当する項目についてチェックをしてください。

以下は、喀痰吸引を対象とする認定証の申請を行う場合に確認すること。

- 喀痰吸引に使用する器具を適切に取扱うことができる。
- 喀痰吸引が適切に実施できる。
- 喀痰吸引を行う場合の危険性を理解している。

以下は、経管栄養を対象とする認定証の申請を行う場合に確認すること。

- 経管栄養に使用する器具の取扱いができる。
- 経管栄養が適切に実施できる。
- 経管栄養を行う場合の危険性を理解している。